

1.計画期間

令和5年12月1日～令和10年11月30日までの5年間

2.内容

目標1.

育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場復帰をサポートします。

<対策>

- ・全社員に対し、「育休復帰支援プラン」や両立支援制度、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知します。(令和5年12月～)
- ・育休取得者に「育休復帰支援プラン」策定開始(令和5年12月～)

目標2.

育児休業等を取得しやすい環境作りのため、人事評価制度にワーク・ライフ・バランスに関する評価項目を追加します。

<対策>

- ・評価項目・評価基準等の検討(令和5年12月～)
- ・人事評価制度の改定について周知、評価者研修の実施(令和5年12月～)